

## 社会福祉法人師勝福社会育児・介護休業等に関する就業規則の一部を改正する規則

社会福祉法人師勝福社会育児・介護休業等に関する就業規則（平成17年11月25日議決）の一部を次のように改正する。

題名中「育児・介護休業」を「育児休業、介護休業」に改める。

第1章の章名中「目的」を「総則」に改める。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務」を「育児休業、介護休業並びに育児及び介護短時間労働（以下「育児、介護休業等」という。）」に改める。

第2条第1項中「(日雇従業者を除く。）」を削り、「、養育」を「養育」に、「期間契約職員」を「臨時職員（社会福祉法人師勝福社会臨時職員就業規則（平成14年3月11日議決。以下「臨時職員就業規則」という。）に規定する臨時職員をいう。以下同じ。）」に、「2項に定める者」を「次の各号のいずれにも該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 週の所定労働日数が3日以上のもので、雇用後1年以上であること。
- (2) 子が1歳に達する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれること。
- (3) 子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

第2条第2項を削り、同条第3項中「育児休業中の職員又は配偶者」を「育児休業中の職員（前項ただし書に定める臨時職員を含む。以下同じ。）又は配偶者」に、「次の事情」を「次の各号のいずれかの事情」に、「なお」を「ただし」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条第1項中「希望する者」を「希望する職員」に、「育児休業」を「、育児休業」に、「第2条第3項」を「前条第2項」に、「育児休業申出書を」を「育児休業申出書により、」に、「提出することにより申出るものとする」を「申し出なければならない」に改め、同条第2項中「理事長に育児休業対象児出生届を提出」を「、育児休業対象児出生届を理事長に提出」に改める。

第4条第2項中「同一」を「、同一」に改め、同条第3項中「この場合においては」を「この場合において」に、「当該事由」を「、当該事由」に、「通知」を「申出」に改める。

第5条第1項中「育児休業申出書」を「、育児休業申出書」に改め、同条第2項中「施設」を「社会福祉法人師勝福社会（以下「法人」という。）」に、「育児・介護休業法」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）」に改め、同条第3項中「理事長に」を削り、「申出る」を「理事長に申し出る」に改め、「、また」を削り、同条第4項中「繰上げ変更」を「繰上げ」に、「理事長に申出る」を「、理事長に申し出る」に、「施設」

を「法人」に、「繰上げた」を「、繰り上げた」に改め、同条第5項中「当該各号」を「、当該各号」に改め、同項第1号中「(なお)を「。ただし」に、「施設」を「法人」に、「決定した日とする。」を「、決定した日とする。」に改め、同項第3号中「産前産後休業」の前に「社会福祉法人師勝福社会就業規則（平成13年5月24日議決。以下「職員就業規則」という。）第27条に定める」を加え、「介護休業」の前に「職員就業規則第29条に定める」を加える。

第6条中「育児休業」の前に「法人は、職員が」を加え、「またはこの休業を取得」を「又は育児休業」に改め、「しない」を「してはならない」に改める。

第7条第1項中「(日雇従業者を除く。)」を削り、「期間契約職員」を「臨時職員」に、「2に定める者」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 週の所定労働日数が3日以上のもので、雇用後1年以上であること。
- (2) 介護休業開始予定日から93日を経過する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれること。
- (3) 93日経過日から1年を経過する日までに期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

第7条第2項を削る。

第7条第3項中「この要介護状態」を「要介護状態」に、「常時介護を必要とする状態にある次の者」を「日常生活を営むのに支障がある次に掲げる者」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条第1項中「原則として介護休業」を「原則として、介護休業」に、「介護休業申出書を理事長に提出することにより申し出るものとする」を「介護休業申出書により、理事長に申し出なければならない」に改める。

第9条第2項中「当該事由」を「、当該事由」に、「通知」を「申出」に改める。

第10条第1項中「対象家族1人につき、原則として」を「原則として、対象家族1人につき」に、「勤務時間」を「労働時間」に改め、同条第2項中「おいて」を「おいては」に改め、同条第3項中「繰上げ変更」を「繰上げ」に、「変更後」を「、変更後」に、「施設」を「法人」に改め、同条第4項中「当該各号」を「、当該各号」に改め、同項第1号中「(なお)を「。ただし」に、「施設」を「法人」に、「する。)」を「する。」に改める。

第11条中「介護休業」の前に「法人は、職員が」を加え、「またはこの休業を取得」を「又は介護休業」に改め、「しない」を「してはならない」に改める。

第12条の見出し中「・介護」を削り、同条中「小学校修学」の前に「法人は、」を加え、「又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求」を「、時間外労働の制限を請求」に、「就業規則第16条の規定及び時間外労働」を「就業規則第16条及び第18条並びに臨時職員就業規則第8条及び第10条に規定する時間外労働」に改め、同条第2項中「前項」を「前項の規定」に、「(1)から(4)」を「各号」に、「育児」

を「、育児」に改め、「また、次の(1)(2)及び(4)のいずれかに該当する職員は介護のための時間外労働の制限を請求することができない。」を削り、同項第1号を削り、同項第2号中「雇用後1年未満の者」を「採用又は雇用後1年未満の職員」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「次の」を「、次の」に、「者」を「職員」に、「①」を「ア」に、「②」を「イ」に、「③」を「ウ」に、「②」を「イ」に、「出産予定でないか」を「出産予定でない」に改め、「④ 請求に係る子と同居している者であること。」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第3項中「請求」の前に「時間外労働の制限を」を加え、「原則として制限開始予定日」を「原則として、制限開始予定日」に改め、同条第4項中「理事長に時間外労働制限対象児出生届を提出」を「、時間外労働制限対象児出生届を理事長に提出」に改め、同条第5項中「又は家族を介護」を削り、「当該事由」を「、当該事由」に、「通知」を「申出」に改め、同条第6項第1号中「子の養育又は家族を介護しない」を「子を養育しない」に改め、同項第3号中「、育児休業又は家族を介護」を「又は育児休業」に改め、同条第7項中「原則として」を「、原則として、」に「理事長」を「、理事長」に改める。

第21条中「育児・介護休業、育児・介護短時間勤務」を「育児休業、介護休業等」に改め、同条を第23条とする。

第20条中「育児・介護休業」を「育児休業、介護休業等」に改め、同条を第22条とする。

第19条中「育児・介護休業」を「育児休業、介護休業等」に、「勤務」を「就業」に改め、同条を第21条とする。

第18条中「施設」を「法人」に改め、同条を第20条とする。

第17条中「育児休業中の職員は」を「育児休業中の職員が」に、「申出する」を「適用を受ける」に、「健康保険・厚生年金保険育児休業保険料免除申出書」を「健康保険・厚生年金保険育児休業保険料免除申出書」に、「申出る」を「申し出る」に、「施設」を「法人」に改め、同条を第19条とする。

第16条第1項、第2項、第3項中「育児・介護休業」を「育児休業、介護休業等」に改め、同条第4項中「育児・介護休業」を「育児休業、介護休業等」に、「勤務」を「就業」に、「勤務年数」を「就業年数」に改め、同条を第18条とする。

第6章を削り、第7章を第6章とする。

第14条を次のように改め、同条を第16条とする。

(介護短時間労働)

第16条 法人は、要介護状態にある家族を介護する職員が、労働時間の短縮を申し出た場合には、対象家族1人あたり通算93日間の範囲内を原則として、職員就業規則第16条に定める所定労働時間を午前9時15分から午後4時まで（うち休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分間とする。）の6時間とすることができる。ただし、同一家族について第7条に定める介護休業をした場合は、介護休業の日数も通算して93日間までを原則とする。

2 前条第2項から第6項までの規定は、要介護状態にある家族を介護する職員について準用する。この場合において、同条第2項中「育児短時間労働」とあるのは「介護短時間労働」と、同項第2号中「育児短時間労働に係る子の親である者」とあるのは「介護短時間労働に係る家族を介護する家族」と、「子の養育」とあるのは「家族の介護」と、「申出に係る子」とあるのは「申出に係る家族」と、同条第3項中「第3条から第5条まで」とあるのは「第8条から第10条まで」と読み替えるものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 法人は、職員が育児・介護のために第15条又は前条の規定により労働時間の短縮を申出し、又は労働時間の短縮等の措置が講じられたことを理由として、その者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第13条の見出し中「勤務」を「労働」に改め、同条第1項を次のように改める。

法人は、小学校就学の始期に達するまでの子と同居し養育する職員が、労働時間の短縮を申し出た場合には、職員就業規則第16条に定める所定労働時間を午前9時〔追加〕15分から午後4時まで（うち休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分間とする。）の6時間とすることができる。

第13条第2項中「前項」を「前項の規定」に改め、「次の職員」を「次の各号のいずれかに該当する職員」に、「育児短時間勤務」を「育児短時間労働」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 採用又は雇用後1年未満の職員

(2) 配偶者(育児短時間労働に係る子の親である者に限る。)が、次のいずれにも該当する職員

ア 職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者を含む。）であること。

イ 心身の状況が申出に係る子の養育をすることができる者であること。

ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でない、又は産後8週間以内でない者であること。

第13条第3項中「(第5条第5項第4号を除く。)」を削り、同条第5項中「期末勤勉手当」を「期末・勤勉手当」に改め、同条第6項中「通常の勤務」を「、通常の就業」に改め、同条を第15条とする。

第5章の章名中「勤務時間」を「労働時間」に改める。

第12条の次に次の2条を加える。

(介護のための時間外労働の制限)

第13条 前条（第4項及び第6項第2号を除く。）の規定は、要介護状態にある家族を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項中「小学校修学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護状態にある家族を介護する」と、「育児休業」とあるのは「介護休業」と、同条第2項中「育

児」とあるのは「介護」と、同項第2号中「子の親」とあるのは「第7条第2項に定める家族を介護する家族」と、「申出に係る子」とあるのは「申出に係る家族」と、同条第5項及び第6項第1号中「子を養育」とあるのは「家族を介護」と、同条第6項第3号中「産前産後休業又は育児休業」とあるのは「家族の介護」と読み替えるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 法人は、職員が育児・介護のために第12条又は前条の規定により時間外労働の制限を請求し、又は制限時間を超えて労働しなかったことを理由として、その者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。